

# 令和5年第10回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年10月5日(木) 13時32分から14時18分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員 (16名)

|        |     |    |    |     |     |    |
|--------|-----|----|----|-----|-----|----|
| 会長     | 19番 | 原  | 心一 |     |     |    |
| 会長職務代理 | 2番  | 山崎 | 彰  |     |     |    |
| 委員     | 1番  | 山内 | 茂  | 4番  | 藤原  | 新市 |
|        | 6番  | 竹村 | 純吉 | 8番  | 西村  | 広幸 |
|        | 10番 | 岡本 | 博臣 | 11番 | 竹平  | 豊久 |
|        | 13番 | 森田 | 良彦 | 14番 | 上島  | 陽子 |
|        | 17番 | 岡田 | 修一 | 18番 | 宗石  | 大輔 |
|        | 5番  | 堤  | 昭雄 | 9番  | 三木  | 克司 |
|        |     |    |    | 12番 | 西岡  | 久  |
|        |     |    |    | 15番 | 五百蔵 | 純太 |

4. 欠席委員 (3名)

3番 小松 和啓 7番 三谷 富重 16番 門脇 義人

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第2号 非農地証明願いについて  
第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について  
第4号 農地法第5条の規定による届出について(報告)  
第5号 香美市農用地利用集積計画について(諮問)  
第6号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 和田 雅充  
事務局次長 岡村 昭彦  
事務局主幹 高月 陽生  
農地主幹 大倉 達也  
農地係長 沖 好子

7. 会議の概要

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | 開会(13時32分)<br>はい、それでは定刻になりましたので、定例会の方を始めたいと思います。<br>それではただ今から、令和5年第10回の農業委員会総会を開催致します。<br>香美市農業委員会会議規則第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。<br>となっておりますので、議長を会長にお願いします。   |
| 議長  | 皆さんこんにちは。暑い暑いと言っていました季節もですね、やっとな秋の兆しが見えるようになる季節になりました、これから先過ごしやすくなる時期になろうかと思っております。まだ遅い稲を作っている人はこれからも稲刈りが残っちゃうというふうなこともあってですね、大変お忙しいと思っておりますが、今日はご参加いただきまして有難うございました。あとその他の件の中で先程地域計画の資料の話がありました。認定農業者等になってる方には送っておられるらしい。委員 |

さんの中にはですね、15名の方に今日の説明をさせていただき資料を配らせていただいています。まだ家へ届いてない人もおろうかと思いますが、私は昨日郵便で届きました。その関係でですね、全員がその返信がいただけたらありがたいですけども、どうしても返信が来ない場合、各地区の農業委員、推進委員さんにですね、そのお家に向いてですね、聞き取り調査をお願いをしたいと思います。そんな関係でですね、今日はその資料にアンケートの内容を説明をさせていただいて皆さん方に仮に農家の方々のところへ行つて面接をして書いて貰わなあいかんということになった時にですね、皆さん方が戸惑わんようにいうふうに説明をしてですね、このところはこういうふうな書き方というふうな説明をしたいと思いますので、すいませんが、若干お時間をいただきたいと思います。それからこれも早くから予定にしちよかなあいかんと思ってまして、先般事務局でですね、今年は忘年会を出来るだろうかやりたいなという思いもしています。それで日程的にはですね、12月の定例会の次の日の金曜日ですね、したいというふうに思っていますので、ひとつ今から予定を立てていただいております。なお、その時にですね、今まで歓送迎会を全然してませんので、今まで事務局で歓送迎会の無かった事務局の皆さんの方にもご案内をさせていただきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。場所としてはですね、山田であかしやで予定をしていますので、すいません、よろしくお願いを致します。

それでは本日の会に入つて行きたいと思つていますので、順次よろしくお願いをしたいと思います。資料の議案書に沿ひまして、順次第1号から進めていきたいと思つていますので、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田字島田1960番、地目は田、面積は2,959㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は8,251㎡、譲渡理由は農業をしない為、譲受理由は経営規模拡大、資料は1で10a当たり33,795円で総額100,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町字前山377番11、地目は田、面積は292㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は6,170㎡、譲渡理由は持ち分1/2を贈与、譲受理由は持ち分1/2を受贈、資料は2です。

ちょっと補足をさせていただくんですけども、この土地については税の方では雑種地扱いということで、ちょっととなっておりますんですけど、地域ですね、田役の方で管理をしてきている経過がありまして、その所有についても共有で田役のメンバーの方が出てきておったところなんですけど、本土地については地図混乱地域っていうですね、公図と現地とが合わない現場です。ちょっと今回写真資料に載せてるんですけど、筆界というと航空写真の図の線とですね、場所とは全然実は場所が違ってまして、ただこれはもう地域の田役の方がここで活用しているという現地も確認して、地図、その公図とは位置が全然合わないんですけど、現地のその場所ということなのでそこを取引するというのでさせてもらってますんで、ちょっと図と合わない部分があるんですけど、ご理解いただけたらというふうに思います。

次3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町日浦込字岸ノ下60番、地目は田、面積は238㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は3で10a当たり100,000円で総額23,800円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百歳字東屋式1696番、地目は田、面積は727㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,655㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は農家創設、資料は4で10a当たり500,000円で総額827,500円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町蓮生野字西ヲソバ110番1、地目は田、面積は777㎡、外2筆、計3筆で合計面積1,185㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は17,285㎡、譲渡理由は労力不足、譲渡理由は経営規模拡大、資料は5で10a当たり801,688円で総額950,000円です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町大栃字上へヌタノ尾1308番1、地目は畑、面積は112㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,152㎡、譲渡理由は経営縮小（高齢化）、譲渡理由は経営規模拡大、資料は6で10a当たり446,429円で総額50,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されま

議 長

以上第1号につきまして事務局から説明がありましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何か質問ご意見ありませんかね。ちょっとすいません、地区の方で補足がありますので、よろしくお願ひします。

委員（8番）

申請番号1番の山田町字島川のやつですけど、金額が総額10万というがなってます。2反9畝もあるやつを10万いうておかしいと思いますけど、■■■■さんと■■■■というがは、■■■■さんの叔父さんが■■■■になります。今現在■■■■さんがハウスを5連棟のハウスを建てて、前から作ってますのでこれを叔父の■■■■さんがもう農業しないということで10万ということで、まあいうたら贈与みたいなもんになりますので、それを報告しておきます。以上です。

議 長

この件につきましては■■■■さんのお兄さんが亡くなっています。そんな関係です、ね、兄弟でしたけれども、お兄さんが亡くなり、■■■■さんていう人は娘さんでして■■■■ていうところへお嫁にいっちょうがです。けれども娘さんの名義にしてですね、昔々のことは知りませんが、農地を持ちよつても弟さんは農業をしないので、お兄さんの方に、贈与する予定があったかもしれませんが、亡くなったので娘さんに贈与と。この際亡くなった■■■■さんといいますが、その方の分を■■■■さんに全部相続しゅうらしいです。その時に一緒についでにというたら言い方悪いかもしれませんが、全て■■■■さんに名前を変えるというふうな手続きの中でこういう部分になちゅうということですのでご理解いただきたいと思ひます。それから2番につきましてもですね、私も■■■■さんという人から相談を受けましたが、実はこれ上井の田役の総代さんを務めよつた■■■■さんがですね、役員も辞めたので、今の役員さんの■■■■さんへ変わって欲しいというふうなことの中で■■■■さん、今会長をしゅうと思ひますが、■■■■さんの名義持分1/2役員をしとつた人の名義をですね、役員から外れたので会長の■■■■さんに譲られたということです。場所的にはここにも書いてますし、それから農地ではありませんので上井の田役の人がですね、こうやって昔から財産的に持ちよつていうたらおかしいかもしれませんが、こういう土地があつて役員になつたらその権利を受け継いでいくというふうなことで現在も進んでおるらしいです。そういうことです。すいません、他に何かご質問ありませんか

——質疑なし——

議 長

格段無ければですね、採決に入りたいと思ひますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議 長 はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第2号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町山田字稲荷ノ西1739番1、地目は畑、面積は115㎡、外4筆、計5筆で合計面積1,105㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「昭和27年10月21日以前から家が建っていた。」調査員は西村委員で資料は7です。

2番、申請地は香北町杵ノ木字政所260番、地目は田、面積は72㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、「昭和22年頃当該地に家屋を建築して、家の敷地及び庭として使用している。」調査員は三谷委員で資料は8です。

なお今日三谷委員さんお休みになっておりますけれども連絡をいただいております。まして特にこれは問題は無い案件だということで連絡をいただいております。

続いて3番、申請地は香北町太郎丸字後口屋式710番1、地目は田、面積は319㎡、利用状況は雑種地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、「申請地は平成18年8月頃建設会社の営業所敷地として雑種地となり、現在に至っている。」調査員は武内推進委員で資料は9です。

それから4番、申請地は物部町神池字フナト565番イ、地目は畑、面積は1,586㎡、利用状況は山林、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、「周囲が山林であり、耕作条件が悪かったので平成元年頃植林し、現在に至る。」調査員は岡本委員で資料は10です。以上です。

議 長 はいそれではすいません、1番補足説明を西村委員お願いします。

委員（8番） 資料7-1を見てもらったらいいです。赤でばっかり写ってますけど、現在も全体的に宅地になってまして、昭和27年以前頃からおじいさんのこの[ ]さんのお父さん、おじいさんの頃からもうずっと家を建てて27年頃からお父さんが家から倉庫、倉庫なんかはちっと増築したところもありますけど、全体的に、隣接地にも問題無いと思いますので、以上、報告しておきます。

それと最初の3号で申請番号1番のところのその[ ]さんという、お母さんが[ ]さんですので、前の時はまだ[ ]さんの名前で申請が出てきましたので。そのことを報告しておきます。問題は無いと思います。

議 長 すいません、2番の三谷さんはですね、事務局より報告がありましたので、3番武内さんお願いします。

推 進 委 員  
(10番) 資料の9-1を見て下さい。場所は国道195号線のJRのバス停の岩改口になります。そこから東へ100m位行ったところにある建設会社です。中島工務店。この下の710-1の写真で、①②と①、上の方は全部物部川です、ここは、②の方のこっちが全部田です。すいません。9-2を見て下さい。①が西から写した写真、②が東から写した写真です。現在もこのように資材置場とか駐車場等に使用してまして、別にこれ問題無いと思います。以上です。

議 長 はい、有難うございます。続きまして岡本委員すいません。

委員 (10 番) 資料 10-1 をお願いします。物部町神池 565 番イですが、現地は物部町大  
栃から約 8 キロくらいの距離であります、物部町神池にありまして、ヤリ水と  
いうところに旧大栃高校の実習農業今は高知農業の実習農業になっているよう  
ですが、その横をですね、先程ヤリ水線が通っていきまして、そこから約 2 キ  
ロくらい作業道を進んだところに現場があります。下の写真を撮った方向から  
は知っておりまして周囲全て山林となっております。次のページ資料 10-2  
と 10-3 をお願いします。現場をですね、作業道のすぐ前にありまして、平  
成元年頃に植林をしたということですので、計算しますと 34 年生以上という  
ことになっておりまして、15 年生の期間をクリアしておりますので問題無いと  
思います。先程も言いましたけど周囲は全て山林になっておりますので問題は  
無いと思います。以上です。

議 長 はい、どうも岡本委員説明を有難うございました。  
それでは議案第 2 号の非農地証明願いについてのご質問があれば受けたいと  
思いますが、何かありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無ければ、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——— 異 議 な し ———

議 長 はい、それでは議案第 2 号非農地証明願いにつきまして賛成の方の挙手をお  
願います。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
それでは議案第 3 号農地法第 18 条第 6 項の解約通知報告についての説明を  
お願いします。

事 務 局 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について説明致します。  
1 番、申請地は土佐山田町字西野溝ノ北 8 1 3 番 3、地目は田、面積は 935  
㎡、外 3 筆、計 4 筆で合計面積、8,175 ㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、  
申込日、成立日、引渡日共に令和 5 年 9 月 1 日、解約理由は病気等で労力不足の  
ためです。

2 番、申請地は香北町清爪字萩原 2 2 0 3 番、地目は田、面積は 459 ㎡、外  
3 筆、計 4 筆で合計面積、3,963 ㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、申込日、  
成立日、引渡日共に令和 5 年 8 月 3 1 日、解約理由は借人の一身上の都合のため  
です。

3 番、申請地は香北町有瀬字上岸田 1 5 5 番 1、地目は田、面積は 301 ㎡、  
外 1 筆、計 2 筆で合計面積、562 ㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、申込日、  
成立日、引渡日 共に令和 5 年 8 月 1 6 日、解約理由は病気等で労力不足のため  
です。以上です。

議 長 以上、議案第 3 号説明が終わりましたが、何かご質問があれば受けたいと思  
いますが、何かありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので、この件につきましては報告案件ですので報告のみと

させていただきたいと思います。

続きまして議案第4号農地法第5条の規定による届出の報告について説明をお願いします。

事務局

報告第4号 農地法第5条の届出報告について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字百石畑91番15、地目は田、面積は159㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は住宅1棟、資料は11で調査員は事務局高月です。以上です。

議長

はい、以上、説明が終わりましたので、議案第4号の農地法第5条の届出の報告ですが、皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、ありませんかね。

-----質疑なし-----

議長

格段無いようですので、ここも市街化区域内の案件ですので、報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第5号香美市農用地利用集積計画の諮問ですが、説明をお願いします。

事務局

はい、議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理の売買事業になります。

1番、土佐山田町の農地2筆、合計3,179㎡を■■■■■の■■■さんから高知県農業公社が購入、このあと、■■■■■の■■■さんが水稲を栽培する予定になっています。

続いて、通常の貸借権になります。

1番、再設定で、土佐山田町楠目の農地11筆、合計3,771㎡を■■■■■の■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は10年です。

以上です。

議長

はい、以上、説明が終わりましたので、議案第5号香美市農用地利用集積計画についての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

格段ありませんか。

-----質疑なし-----

議長

無ければ、採決に入りたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは議案第5号香美市農用地利用集積計画の諮問ですが、賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

それでは議案第6号、その他の件ですが、事務局の方から何か、そのさっき言った計画のことについて説明を、資料に沿って説明をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局

すいません、地域計画の作成に伴って、農業委員会でも意向調査を農家さんにさせてもらってですね、最終的には目標地図ということで地図を作っていくわけですが、まず第1段の調査で認定農業者さん、広域の方も含めて、今週月曜日にアンケートを送らせていただきました。会長からも話があったと思う

んですけども、委員さん、推進委員さんに関係した方で15名に送っております。法人とかもありますので、法人は法人で回答ということもあると思うんですけども、アンケートの項目、細かくこうあるんですけど、今日はまあ、ひとつひとつについてこうこうっていうのはちょっと時間もありませんし、実際記入をするにあたって、疑問とか等々ありましたら、また連絡を頂けたらと思いますけども総じた話をするです、継続をされる方はあまりその何ていうか昨日もちよつと連絡が、お名前を聞いてないですけど、ちよつとおひとりありまして、なかなかアンケートってひとつひとつの項目丁寧に答えて、大変は大変なんです。農地・プランの時のアンケートを取ったってことですが、それよりは確かに細かいと、国の方ではですね、一応必須項目っていうのは上げておいて、今回まあ、前にも話をさせていただいたんですが、南国・香美・香南で大体共通したものをということですり合わせをして出してありまして、項目については極力絞った方なんです、アンケートについては経営の意向とあと農地の意向とっていう2種類にして送ってますが、ちよつとこっちで書いた部分とこっちで書いたことでちよつと「んっ」っていうような合わんようなこととか、疑問がありましたらですね、連絡いただけたらまた個別に対応させていただきたいと思います。委員さん、推進委員さんについては15名ということですが、なおその他結局広域の方含めて200人、まあ200通程度送ってますので、地域での関係の方とか含めて回収していくにあたってはご協力を是非お願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。ちよつとバタバタしたんですけど、封筒についてはですね、抜かってないとは言いませんので確かに入っていない場合があるかもしれませんが、一応入れたは入れたと思っておりますので、無ければですね、ご連絡いただけたらお渡ししますので、すいませんが、よろしくお願い致します。以上です。

議 長

1ページから順番にちよつとこう説明をしてみんなに腹入れちよつともろうて、それで自分ところは書けるけどよね、ちよつと委員さんが聞き取り調査に行かなあいかんかった時に、相手方に説明せんとあしやあわからんて言われたら書くことが出来ませんのでそのこともちよつとわかる範囲で皆さん方に又説明しよつたら皆さんからご質問があるかもわかりませんのでよろしくお願いします。

事 務 局

そしたらですね、ページがふつてあると思うんですけど農業経営意向に関する調査票というのがまず最初にあっております。これについてはまず1番で今後の経営に関する意向ということで、拡大していくのか、それとも現状維持か縮小していくか、それから経営移譲していくかというふうなこととかを中心なんです、まず入り口で聞くようになってます。それぞれですね、拡大、維持、縮小、まあ移譲というたことについて次の設問の2からですね、具体的に続けていく年数とか、辞めるにせよ、何年では辞めるからととかがっております。続いて規模の拡大についてはどれぐらい規模を拡大するかいったところですね、を聞いております。縮小についても、その続けて4番以降含めて順に答えていくようになってます。ちよつとなかなかアンケートの提出期限っていうのもひとつ月っていうことで10月末にさせてもらってるので決めかねるようなこともあるかと思いますが、一応その地域計画の策定の期間上のこともあってですね、今年度中にはもう基本的に意向を取れるところは把握しておきたいということもありますので、ちよつと期限が短いんではあるんですけど、なるべく出していただくようお願いしたいということになってきます。ちよつとその事務局の方にですね、私自身も担当でやってますけども、項目自体を委員さん、推進委員さんだけじゃないですけど、届いたアンケートによってですね、反応の出方っていうのはちよつと私も想定がなかなか十分出来てなところもありますので、率直にここはこうやらんとちよつとよう答えんてというのも含めてですね、おっしゃっていただけたらと思います。ちよつと正直どういふ返事

でくるか十分いろんな状況がね違っていたりすると思うので、そこは聞いて頂いたらと思います。確かに設問10番とかでも売買、賃借ていうようなこととかありますが、現地点でなかなか決めてないということとかもなかなか書けないじゃないかなということもありますので調査には期限があるんですが、出来る範囲でお答えいただけたらと思います。地域計画自体はなるべく活用できる農地は集約をしてということと利用集積を図るということも重きを置いてますので、そこの辺りを念頭に置きながらですね、回答もしていただけたらと思います。続いて農地の意向に関する調査ということで、もういっこの調査ですけども、これについてはですね、ちょっと香美市・南国市・香南市で状況が必ずしもちょっと一致してないというのは実は農地1筆1筆を最終的には国の方は今後どうするんだっていうのを把握したいっていうことみたいなんですけど、なかなか1筆1筆についてどうするっていうのも全部を活用されておいたらですね、総じて引き続いて今のまま行くとかいうことは言えると思うんですけど、農地を持っておっても使っていないとか農家をしてないっていう方にアンケートが行ってもですね、なかなか回収出来んということがあると思います。あえて今回はそれぞれが皆さんが持ってる農地のリスト、農家台帳から出してですね、送って1筆1筆どうするんだという話をしてもいいんですけど、認定農業者さんであればご自身のその農地ってほぼ把握されてると思うんですけど、なかなか送った先に農地がきれいに把握できてない場合も含めてちょっと短期間のうちでそれを一個一個十分考えている時間が無いっていうこともあってほんとは今回送らせていただいたアンケートにあんたはこの土地持ってますっていうリストを付けた方が親切なんですけど、そこはちょっと出来ておりませんので、代わりに1枚しかないんですけど、特別この農地はこうするんだっていうことがあればですね、空欄になってますけどA3の1枚物ですね、後ろに折りたたんだ分が紙があると思います。それに記入をしていただいてももちろん人によって何十筆も持ってるのかという方もいらっしゃるものでそれをなかなか1個ずつということにはならないと思うのでそういう方はそれこそ全体的に今持ちゅうところはそのまま活用して自分が続けますということでそれを持って一切の回答できるかどうかちょっと確認しますが、それでいけるんだしたらですね、もう細かいこといちいち一個ずつ回答せえでもよくなるかもしれませんので、ちょっとそこら辺もちょっと確認もさせていただきたいと思しますので、よろしく願います。以上です。

- 議 長 さっきのこの最後のよ、ページ書かなあいかん。それは作付けの申請があるろう。農業委員会の東側でやりゅう、あそこへ全部データ出ちゅうね。
- 事 務 局 もちろん台帳自体は事務局にあるのでこの人がどの土地持ってますよは、わかってます。そのうえでなおかつその時の意向っていうのも転作の方へ出てきちゅうのを含めてあると思うので。
- 議 長 転作のを見たらよ、全部作付け何を植えちゅうか、何を作ちゅうかは全部出しちゅう。そのデータを使ってもらってかまん。
- 事 務 局 どっちかいうとその今後の意向のことが大事で今こうやけど、今後もそれを続けるのか辞めるのか違う事するのかっていうところをあえて聞いて書いていただく。変わりが無かったら今うちで台帳で把握してる分で継続ってことになろうかとは思います。以上です。
- 議 長 はい、わかりました。何かご質問はありませんかね。  
はい、ちょっと待って依光君。
- 推 進 委 員 さっきからしゃべりゅうけどまったく、認定者が今からざったら僕らが指導



- ( 3 番 ) しに行く僕らは初めて書類来てなんちゃあ見てないのに、何をやってえいのかわからん、まず自分らあにちゃんとした説明をしてもろうて認定者はあなたんくは誰と誰と個人情報はあるかもわからんけど、言うてもろうて、そうやってしていかにとよね、こりゃ難しいのうゆうてなかなか書いてくれるような人はおらんのじゃないろうか。まあその紙面を見たら、分かるけど何かそんな事急に言われても、なかなか回答まあ1回自分がこれをやってよね、どんなもんかゆうて当てはめて、自分でやったらどうなるかとこれ僕が提出するわけじゃないろう来ちゆうがはねえ。
- 事 務 局 一旦該当の人だけです。
- 推 進 委 員 ( 3 番 ) そうやろう。だから該当の人へ封筒へ行ったわけよね。僕らその人が誰かいうのもまったくわからんわけよね。そのリストをちよっと欲しいですね。個人情報で出来るかどうか分からんけど。そうやないと。
- 事 務 局 基本的にはですね、返信用封筒で送り返していただくというのが基本です。その中でですね、帰って来ん人について声がけをしていただくというところはお願いしたいところであります。中味につきましてはなかなか人によってもいろいろ個別の事情が違いますので、なかなかそれはわかりにくいと思いますので直接うちへ聞いていただけたらと思います。
- 推 進 委 員 ( 3 番 ) 議 長 そういうふうに言うたらえいがやね。
- 推 進 委 員 ( 3 番 ) 議 長 中身は一緒やきね。
- 推 進 委 員 ( 3 番 ) 議 長 これと一緒ということ。
- 推 進 委 員 ( 3 番 ) 議 長 中味は一緒。全く一緒。ほんでみんなにいちちゆうところの分も一緒。ほんで聞き取りに行ったときに相手方からですね、ここがわからん、ここがわからん、と言われた時には全く一緒ですので自分が書いた思いですわね、相手に伝えてもろうたらえいと思います。ここはこうする、ああするというのは。西村君。
- 委員 ( 8 番 ) 以前、農地プランの関係で全部アンケートの封筒を出して返らんところは自分が足運んで聞き取りして1回やりましたわ。その時に結果が出て、それと圃場整備したところはすわね、よう講習会何かでまっ角でまだ細いところは色がばらばらでいろいろあったがを集約して個人別にするとかいうやつなんかも1回うちの地元でもやりましたけど、圃場整備しちよつたらよね、もう現状ハウスも建てて圃場整備する時にここへ引きますつてようよう納得していつてもろうちゆうがをまた別の人がこうやったりしてよね、やるゆうたらなかなか出来んすわね。もう今ハウスも建ててうちの辺なんかもハウスがべつと建つて、いごこうにもいごけん、どっかへハウスを建てたいと言うても人のところを借ってハウス建ててやってるばあで、ほんでそんな今日出して耕作しやあせん人は現状維持で何とかおりゆうと、ほんでよう作らん人はうちの山を生姜にあてたりしてやりゆうですわね。大休のところはもう現状維持やったらそのA3のやつは現状維持でやって構いませんか。
- 事 務 局 構いません。
- 委員 ( 8 番 ) 議 長 それじゃあ、以上です。
- 委員 ( 8 番 ) 議 長 まあ、あのう構造改善しちゆうところなんかはほとんど委員さんは、この田

は誰が作って誰がハウスを建てていうことは大体はわかちゅうと思いますので。その範囲内です、書いて頂いて、それから相手方へ行った時もこの土地については誰誰に貸しちゃあらあねとハウスが建ちよらあねとかいうふうなことが分かると思いますので、全然作らんずつ全部貸しちゅう人なんかもある、そこへも行っちゅうかもしれん。けれども委員さんがそれを把握してくれちゅうろうきよ、ちょっと話し合いをしてよね、ちょっとそれで補足の説明をしてアンケートを仕上げてもらいたいということです。まあ、あのやりよってひよつと分からんところがあつたりしたときにはこの会もあつて、その時に相談もいいし、また事務局の方と相談してもらつたらですね、事務局の方もそれなりに今年から職員も増やしていただいておりますので対応してくれると思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

事務局

なかなか細々みんな事情が違うんでこのひとくりじゃあなかなか書きにくいとは思いますが。

議長

この件についてはですね、また皆さん方も家へ帰つたら、来ちよつたらですね、ちよつとこう目を通していただいて自分で書きよつたらおかしいところがあつたら次の会あたりで聞いて頂いて結構ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから他には忘年会のことも私の方からちよつと説明をさせていただきましたが、これもですね、参加できる人だけで一緒にやりたいというふうに思つてますのでよろしくお願ひしたいと思います。それでは後ですね、ちよつと小休をさせていただきます。皆さん方にいつもやっておる農地利用最適化推進意見交換会のあつせん報告も出てますのでよろしくお願ひしたいと思います。すいません、少しだけ休憩します。


閉会 (14時18分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

原、心一 

署名人

堤 昭雄 

署名人

藤原新市 